

電気事業法およびガス事業法に基づく当社の供給条件等の説明です。大切に保管ください。

ご契約に関する重要事項

電気

スマートファミリープラン [ガスセット]

スマートビジネスプラン [ガスセット]

JALでんきB

JALでんきC

+

ガス

きゅうでんガス [床暖房プラン]

きゅうでんガス [厨房・給湯・暖房プラン]



ずっと先まで、明るくしたい。

ご契約に関する重要事項

電気事業法およびガス事業法に基づき当社の供給条件等について、ご説明いたします。お客さまとの電気需給契約につきましては、電気供給条件・需給契約条件・要綱・一般送配電事業者の定める託送供給等約款およびその他の供給条件等、ガス使用契約につきましては、ガス供給条件・使用契約条件・一般ガス導管事業者の定める託送供給約款（以下、「託送供給約款等」といいます）の定めるところによります。

詳細な内容（託送供給約款等を除く）は、営業所のほか、当社ウェブサイト（<https://www.kyuden.co.jp>）でもご確認いただけます。

電気事業法およびガス事業法に基づき、ご契約締結時および変更時は、ご契約内容について、書面の交付または電子メールの送信もしくはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法（以下「電磁的方法」といいます）等によりお客さまにお知らせいたします。

また、個人情報の取り扱いについては当社ウェブサイト（https://www.kyuden.co.jp/functions_privacy_index.html）をご確認ください。

1. お申込みについて

- ご契約開始、ご契約解約、ご契約内容の変更、その他お申込みは、電話・各種申込書・営業所にて承っております。なお、ご契約内容の変更の場合、変更とならないその他事項については、ご説明、書面交付、その他のお知らせを省略することがあります。
- 契約期間満了前に電気需給契約またはガス使用契約の解約を希望される場合は、あらかじめ期日を定めて当社にお申込みいただきます。

2. 小売電気事業者・ガス小売事業者の切替にともなう注意事項

小売電気事業者・ガス小売事業者の切替によりご契約を開始されるお客さまにつきましては、切替前の小売事業者との契約を解約することにより、以下のような不利益事項が発生する場合がありますので、あらかじめご確認のうえお申込みください。

- 契約期間中の解約にともなう違約金発生（複数年契約等の場合）
- 各社発行ポイントの失効
- 継続利用割引に適用される継続利用期間のクリア
- 過去使用量に関する切替前の小売事業者への照会不可
- 電気またはガス契約に付帯するサービスを受けている場合の利用不可
- ガス警報器をリースしている場合のリース契約の変更等

3. ご使用の開始

- 使用開始日は、お客さまが希望される使用開始日を基準として協議させていただきます。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ定めた使用開始日に供給できない場合は、あらためて協議させていただきます。

- 料金は、使用開始日から適用いたします。

（注）小売事業者の切替によりご契約を開始されるお客さまにつきましては、原則、検針日を基準とし、検針日の都合により、電気とガスの使用開始日は異なります。

4. 適用範囲

『きゅうでんガス [床暖房プラン]』

- ガス式の床暖房をお持ちで、P5の電気とガスのセット契約を満たす場合で、当社が認めた場合に適用いたします。（「床暖房」とは、エネルギー源としてガスを使用する熱源機により、放熱器に温水を供給して床暖房を行うものをいいます。）
- 床暖房を取り外すなど、適用範囲を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社に連絡していただきます。なお、適用範囲を満たさなくなった場合は、きゅうでんガス [床暖房プラン] の契約を解約したものとします。

『きゅうでんガス [厨房・給湯・暖房プラン]』

- ガス式の厨房機器、ガス式の給湯機器、およびガス式の暖房機器をお持ちで、P5の電気とガスのセット契約を満たす場合で、当社が認めた場合に適用いたします。（「厨房機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する調理用の機器をいい、「給湯機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、温水を作る機能を有する燃焼機器をいい、「暖房機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、暖房を行う機能を有する燃焼機器若しくは温水機器によって作った温水を利用して暖房を行うシステムのことをいいます。）
- 厨房機器を取り外すなど、適用範囲を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社に連絡していただきます。なお、適用範囲を満たさなくなった場合は、きゅうでんガス [厨房・給湯・暖房プラン] の契約を解約したものとします。

5. ご契約期間

- ご契約期間は、ご契約開始（変更）の日からその日が属する年度の末日までといたします。（年度は、4月1日から翌年3月31日までをいいます。）
- ご契約期間満了までに解約のお申込みをされている場合は、解約日までとなります。
- お客さまのご使用場所が指定区域（一般送配電事業者が設備の運用と電気の供給を一体的に実施する区域）となる場合の契約期間は、原則として指定区域となる日の前日までとなります。

6. 契約更新

- 契約期間満了の日の1か月前までにお客さままたは当社から異議の申し出がない場合は、お客さまの契約期間をさらに1年間延伸するものとし、以後もこの例によるものといたします。

この場合、当社は、契約期間について、書面の交付または電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。なお、変更とならないその他事項については、ご説明、書面交付、その他のお知らせを省略することがあります。

7. 条件・約款の変更

当社は、契約期間中であっても電気供給条件・需給契約条件・要綱・ガス供給条件・使用契約条件を変更する場合があります。この場合、当社は、変更内容について、書面の交付または電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならないその他事項については、ご説明、書面交付、その他のお知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとみなさない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、書面を交付することなく、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法によりお客さまにお知らせすることがあります。

変更により異議がある場合は、契約期間中であっても、将来に向かって契約を解約することができます。

8. 解約に関する事項

- 当社は、お客さまが料金その他の債務を支払期日を経過してなお支払われない場合や電気供給条件・需給契約条件・要綱・ガス供給条件・使用契約条件に反した場合等には、電気需給契約およびガス使用契約を解約することがあります。

9. 信用情報の第三者提供

お客さまが料金その他の債務を支払期日を経過してなお支払われない場合、お客さまの氏名・住所・支払状況等の情報を当社が他の小売事業者へお知らせすることにあらかじめ同意していただきます。

ご契約に関する重要事項

10. 機器割引

- 次のいずれかの条件を満たすお客さまに対し、お客さまからのお申込みに基づき割引を適用いたします。
 - ①高効率給湯器割引
 - 適用条件：定格給湯能力が60号以下の家庭用高効率給湯器を所有する場合
(家庭用高効率給湯器とは、エネルギー源としてガスを使用し、潜熱(ガスの燃焼により生じる水蒸気に含まれる熱エネルギーをいいます。)を回収するための熱交換器を備え、給湯熱効率が90パーセント以上である給湯器をいいます。)
 - 振込用紙等の料金明細等において、当該割引の適用額を「機器割引額(2%)」と表記することがあります。
 - ②浴室暖房乾燥機割引
 - 適用条件：家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機を所有する場合
(家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機とは、エネルギー源としてガスを使用し、熱源機により温水を供給して浴室等で暖房乾燥を行う機器をいいます。)
 - 振込用紙等の料金明細等において、当該割引の適用額を「機器割引額(5%)」と表記することがあります。
 - ③高効率給湯器・浴室暖房乾燥機割引
 - 適用条件：①および②の適用条件を満たす場合
 - 振込用紙等の料金明細等において、当該割引の適用額を「機器割引額(7%)」と表記することがあります。
- 当社は機器割引のお申込みを承諾した日から機器割引を適用いたします。また、お申込みの承諾が使用開始日以前に行われた場合には、使用開始日から機器割引を適用いたします。
- 機器割引の適用期間はきゅうでんガス[床暖房プラン]・きゅうでんガス[厨房・給湯・暖房プラン]のガス契約と同一といたします。なお当該料金プランによる契約が終了した場合は、契約終了日をもって機器割引も終了いたします。
- 機器割引額は、割引前料金に料金表に定める割引率を乗じて算定し、算定結果の1円未満の端数を切り捨てたものといたします。ただし、割引額算定の結果が料金表に定める割引上限額を超える場合は、割引額は割引上限額と同一といたします。
- すでに機器割引を適用されているお客さまが、割引種別の変更を希望される場合は、お申込みに基づき割引種別を変更いたします。当社は、当社が割引種別の変更のお申込みを承諾した日から変更した割引種別を適用いたします。
- お客さまが機器割引の適用条件を満たさなくなった場合は、速やかに当社に機器割引の適用終了を申し出ていただきます。当社は、当社が申し出を承諾した日をもって機器割引の適用を終了いたします。
- お客さまに機器割引適用に関する違反があった場合は、当社の通知に基づき、機器割引の適用を終了できるものといたします。当社は、当社が通知を行った日をもって機器割引の適用を終了いたします。

11. 設置確認

- 当社は、「5. 適用範囲」および「10. 機器割引」に定める適用範囲・適用条件が満たされているかどうかを確認させていただくことがあります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。立ち入りを承諾していただけない場合、当社はきゅうでんガス[床暖房プラン]・きゅうでんガス[厨房・給湯・暖房プラン]のお申込みを承諾しない、またはただちに当該料金プランに基づく契約を解約し、解約日以降きゅうでんガスを適用すること、および機器割引のお申込みを承諾しない、またはただちに機器割引の適用を終了することがあります。

12. 需要場所への立入りのお願い

- 一般送配電事業者または一般ガス導管事業者による計量器の検針、取替工事、その他設備の施工等は、お客さまの承諾をえて、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。
- なお、一般送配電事業者から委託を受けた者が電気設備を、また、当社から委託を受けた者がガス設備を、ご家庭等にお伺いし調査・点検を行っていますので、その際はご協力をお願いいたします。

13. 料金の算定期間

- 電気は「前月の検針日から当月の検針日の前日まで」、ガスは「前月の検針日の翌日から当月の検針日まで」の期間といたします。この期間をひと月とし、当該電気料金プラン・ガス料金プランの料金を適用して、それぞれ算定いたします。
- 電気料金は、ご契約開始、ご契約廃止またはご契約内容の変更がある場合は、日割計算を行い、料金を算定いたします。
- ガス料金は、検針期間の日数が24日以下または36日以上となった場合やご契約開始または解約した場合で、その日から次の検針日までの期間が29日以下または36日以上となったときは、日割計算を行い、料金を算定いたします。

14. お支払方法

毎月の電気料金およびガス料金のお支払いは以下からご選択いただけます。

なお、電気料金・ガス料金のご請求は別々となります。

《電気》

①口座振替	お客さまの預貯金口座から自動的にお支払いいただきます。 ※電気料金は、口座振替日をご指定いただける「口座振替日指定サービス」があります。
②クレジットカード	お客さまのクレジットカードから自動的にお支払いいただきます。
③SMS決済	お客さまのスマートフォンにお届けするSMS(ショートメッセージ)にてお支払いいただきます。
④振込用紙	お客さまに郵送させていただく振込用紙にてお支払いいただきます。 ※「口座振替」「クレジットカード」「SMS決済」をご希望されないお客さまは「振込用紙」でのお支払いとなります。

- お支払方法が「口座振替」「クレジットカード」「SMS決済」をご希望のお客さまで、振替ができない場合やクレジットカードでのお支払いが承認されない場合、またはSMSが送信できない場合は、振込用紙でのお支払いに変更させていただくことがあります。

《ガス》

①口座振替	お客さまの預貯金口座から自動的にお支払いいただきます。 ※ガス料金の振替日は、毎月23日(土日祝日の場合は翌営業日)となります。
②クレジットカード	お客さまのクレジットカードから自動的にお支払いいただきます。
③振込用紙	お客さまに郵送させていただく振込用紙にてお支払いいただきます。 ※「口座振替」「クレジットカード」をご希望されないお客さまは「振込用紙」でのお支払いとなります。 ※ガス料金の振込用紙は、ゆうちょ銀行およびコンビニエンスストアのみのお取扱いです。

- お支払い方法が「口座振替」「クレジットカード」をご希望のお客さまで、振替ができない場合やクレジットカードでのお支払いが承認されない場合は、振込用紙でのお支払いに変更させていただくことがあります。

ご契約に関する重要事項

15. お支払期日・延滞利息

- ・お客さまの料金の支払義務発生日は、原則検針日とし、支払期日は、原則支払義務発生の翌日から起算して30日目の日といたします。
(注) 検針日の都合により、電気料金とガス料金の支払期日は異なります。
- ・料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、料金に対して年10%（一日あたり約0.03%）の延滞利息を申し受けます。ただし、料金を口座振替・クレジットカードにより支払われる場合で当社の都合により支払期日経過後に引き落とされたとき、または、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、延滞利息を申し受けません。

16. ご使用量の計量方法等

計量器	電 気		ガ ス
	スマートメーター 原則、自動検針	機械式（電子式）メーター 現地訪問	機械式メーター 現地訪問
計量方法	ひと月の電力量は、30分ごとのご使用電力を合計した値	当月検針日の指示数と前回検針日の指示数との差し引きにより算定した値	当月検針日の指示数と前回検針日の指示数との差し引きにより算定した値

- ・電気またはガス計量器の故障等により、ご使用量を正しく計量できなかった場合は、ご使用量を協議させていただく場合があります。

17. 検針結果のお知らせ

- ・毎月の検針結果は、原則、「My九電」でお知らせします。

18. 工事費等

電 気	<ul style="list-style-type: none">・お客さまの希望により、引込線や計量器等の取付位置を変更する場合等は、託送供給約款等に基づく工事費負担金等の実費をご負担いただきます。・新設、契約容量等を増加される場合等は、配電設備の工事内容によって、工事費負担金をご負担いただく場合があります。 ※ 原則、工事着手前に、一般送配電事業者が指定する様式により金融機関等を通じてお支払いいただきます。 (お支払いにともなう費用は、お客さまのご負担といたします)
ガ ス	<ul style="list-style-type: none">・ガス工事（ガスの導管やガスメーター等の設置）を要する場合は、一般ガス導管事業者等にお申込みを行っていただきます。工事費は、一般ガス導管事業者が定める託送供給約款およびガス工事約款に基づき、お客さまにご負担いただきます。・お客さまは、当社にガスメーターの計量の検査を請求することができます。その検査料は、お客さまにご負担いただきます。

19. その他費用

- ・電気、ガスを不正に使用した場合等は、お客さまから違約金を申し受けることがあります。
- ・支払期日を経過してなお料金を支払われない場合等は、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

《電気》

- ・お客さまが、故意または過失により一般送配電事業者の電気工作物等を損傷・亡失した場合は、修理費等の金額を賠償していただきます。

- ・新設または契約容量等の増加後1年未満に、契約を解約または契約容量等を減少された場合は、その期間の料金および工事費を精算していただく場合があります。
- ・供給設備の一部または全部を施設した後、お客さま都合により需給開始に至らないで需給契約を廃止・変更される場合は、要した費用の実費を申し受けます。

《ガス》

- ・お客さまの責めとなる理由により、一般ガス導管事業者が損害を受け、当社がその賠償の請求を受けたときや一般ガス導管事業者から制限・中止・解除に伴う費用の請求を受けたときは、その金額をお客さまにお支払いいただきます。

※上記費用をご請求する場合は、当社、一般送配電事業者および一般ガス導管事業者が指定した様式により、金融機関等を通じて申し受けます。

20. 電気需給契約に関する事項

＜電圧および周波数等＞

- ・お客さまへ供給する電圧は100Vまたは200Vとし、周波数は60Hzといたします。
- ・一般送配電事業者の、供給設備の点検・修繕・変更等やその他電気の需給上または保安上必要がある場合は、電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限・中止していただくことがあります。

＜託送供給約款等の遵守事項＞

- ・電気の需給地点は、一般送配電事業者の電線路・引込線とお客さまの電気設備との接続点とし、場所はお客さまとの協議により定めます。なお、引込線や計量器等の施設場所はお客さまから無償で提供していただきます。
- ・需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約は90%以上、その他契約は85%以上に保持していただきます。
- ・電圧または周波数が著しく変動する場合等お客さまが損害を受けるおそれがある場合および負荷の特性等によって、他のお客さまの電気の使用や当社または他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼす場合等には、お客さまのご負担で必要な措置を講じていただきます。
- ・お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合や電気工作物を故意に損傷・亡失した場合等は、電気の供給を停止することがあります。その理由となった事実を解消したときは、すみやかに電気の供給を再開いたします。

なお、停止期間中の料金は、まったく電気を使用しない場合の月額料金を日割計算して、算定いたします。

ご契約に関する重要事項

21. ガス使用契約に関する事項

<ガス熱量等>

- ・当社が供給するガスの標準熱量は45メガジュール、最低熱量は44メガジュールです。
- ・ガス栓の出口におけるガスの圧力の最高値は2.5キロパスカル、最低値は1.0キロパスカルです。
(最高圧力をこえるガスの使用のお申込みがある場合には、お客さまと協議のうえ、圧力を定めてそのガスを供給することがあります。)
- ・当社が供給するガスの属するガスグループ：13Aに適合したガス機器をご使用ください。
(燃焼速度：35～47、ウォッペ指数：52.7～57.8)

<託送供給約款等の遵守事項>

- ・お客さまの敷地内に設置される内管およびガス栓等は、お客さまのご負担で設置していただき、お客さまの責任において管理していただきます。
- ・解約された場合も、ガスメーター等の供給施設を引き続き設置させていただくことがあります。
- ・お客さまが保安上取り扱いに注意を要する特殊なガス機器を使用する場合には、あらかじめ当社に連絡していただきます。
- ・お客さまの責務として、所有・占有するガス工作物に関して、ガス事業法第62条に規定される「一般ガス導管事業者の保安業務に協力すること」を遵守していただきます。
- ・その他、一般ガス導管事業者が定める託送供給約款等における需要家に関する事項を遵守していただきます。

<保安に対するお客さまのご協力>

- ・保安に対するお客さまの協力および責任については、ガス事業法および託送供給約款等に定めるところによります。ガス漏れ等に気づかれた場合は、ガス栓を閉止し、すみやかに一般ガス導管事業者にご連絡ください。
- ・当社または一般ガス導管事業者は、ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作等をお客さまにさせていただく場合があります。
- ・当社は、お客さまに対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、印刷物等を通じて必要な事項をお知らせいたします。
- ・当社は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていない風呂釜、湯沸し器等の消費機器について、お客さまの承諾をえて、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。
- ・お客さまは、当社および一般ガス導管事業者がガスの使用に関してお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。

<その他>

- ・当社は、お客さまが託送供給約款等におけるお客さまの協力を反した場合やガス工作物を故意または過失により損傷・亡失した場合等には、お客さまにガスの使用を制限または中止していただくことがあります。なお、解除しようとするときは、事前にお客さまと協議するものといたします。
また、一般ガス導管事業者は、災害やガス漏れによる事故の場合やその他必要だと認めた場合には、ガスの供給を制限または中止することがあります。その理由となった事実を解消したときは、すみやかに制限または中止が解除されます。
- ・当社は、お客さまのガス事故に関する情報や過去の使用量情報等について、一般ガス導管事業者から提供を受けることがあります。
- ・当社は、託送供給・保安のために必要な事項等について、一般ガス導管事業者に提供することがあります。
- ・ガス供給条件・使用契約条件に記載のない事項については、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

22. その他

- ・料金の支払状況その他により電気需給契約・ガス使用契約のお申込みの全部または一部をお断りすることがあります。
- ・当社は、あらかじめ定めた使用開始日に電気・ガスを供給できなかった場合や電気・ガスの供給の中止または使用を制限した場合等、お客さまが受けた損害について、賠償の責めを負いません。(その原因が当社および一般送配電事業者の責めとなる理由による場合は除く)
- ・需給契約をお客さまがクーリング・オフし、または当社が解除した場合等には、お客さまは無契約状態となり、供給を停止されるおそれがありますので、お客さまは、当社以外の小売事業者と需給契約を締結するか、最終保障供給をお申込みいただく必要があります。
- ・ご契約後1年間は、原則として他の料金プランへは変更できません。

23. 日本航空株式会社等との個人情報の共同利用

- ・当社は、日本航空株式会社、株式会社JALカードおよび株式会社JALマイレージバンクと、電力需給契約に関する情報(お客さま氏名、住所、電話番号、メールアドレス、お客さま番号、供給地点特定番号、契約実績(料金、電力使用量等))および日本航空株式会社が提供するJALマイレージバンクの会員情報を、マイルやその他特典の付与のために必要な範囲で共同利用いたします。
- ・共同利用の管理責任者は次のとおりです。
九州電力株式会社 代表取締役社長執行役員 池辺和弘
〒810-8720 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

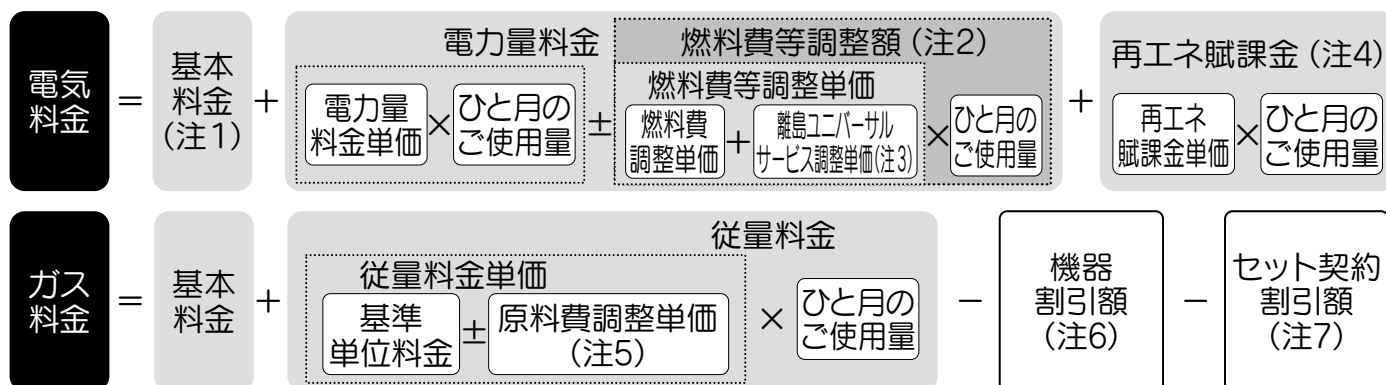
料金プラン

・料金プランは以下からご選択いただきます。詳細は、P6・P7の料金表をご参照ください。



- ・ガスと電気のセット契約（電気とガスが「同一需要場所」かつ「同一契約名義」に限る）となります。
- ・上記料金プランのガス契約に「セット契約割引」を適用いたします。
- ・ガス料金プランを他の料金プランに契約変更する場合、および他の料金プランからきゅうでんガス [床暖房プラン] またはきゅうでんガス [厨房・給湯・暖房プラン] に契約変更する場合には、変更後の料金プランの適用開始日は、原則として契約変更の申し出等の起因があった日の直後のガスの検針日の翌日といたします。
- ・電気需給契約（スマートファミリープラン [ガスセット] ・スマートビジネスプラン [ガスセット] JALでんきB、JALでんきC）が解約または変更になった場合は、ガス使用契約をきゅうでんガス（一般）へ変更させていただきます。
- ・ガス使用契約が解約になる場合、電気需給契約がスマートファミリープラン [ガスセット] ・スマートビジネスプラン [ガスセット] については、同等の電気料金プラン（スマートファミリープラン・スマートビジネスプラン）へ変更させていただきます。

料金の算定方法



- (注1) ご契約容量の大きさ等に応じて決まります。
- (注2) 火力燃料（原油・液化天然ガス・石炭）の価格変動をできる限り迅速に電気料金に反映させるため、平均燃料価格の変動分に応じて、電気料金を調整する制度です。詳細は、P9・P10をご確認ください。
- (注3) 一般送配電事業者は、離島のお客さまに対してユニバーサルサービスとして本土並みの料金水準で電気の供給を行うことが義務付けられております。その離島供給に必要な火力燃料の価格変動を全てのお客さま（本土および離島）の料金に反映させるための調整単価です。
- (注4) 再生可能エネルギー発電促進賦課金
「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」により、電気事業者に、再生可能エネルギー電源で発電された電気を買取することが義務付けられました。再生可能エネルギー電源で発電される電気の買取に要する費用は、電気をお使いになるお客さまに、電気料金の一部「再生可能エネルギー発電促進賦課金」として、電気のご使用量に応じてご負担いただきます。
- (注5) ガス原料（液化天然ガス・液化石油ガス）の価格変動に対応するため、原料価格の変動額をガス料金に反映させる制度です。詳細は、P8をご確認ください。
- (注6) 適用条件を満たすお客さまについては、割引前料金から割引させていただきます。
- (注7) 割引前料金から割引させていただきます。なお、ガス使用契約の解約月は割引いたしません。

ガス料金表

きゅうでんガス [床暖房プラン]

《その他期 (5~11月分)》

ガス使用量	料金表A	料金表B	料金表C
	0㎡から15㎡まで	15㎡を超え25㎡まで	25㎡を超える場合
基本料金	913.00円	1,133.00円	3,839.00円
基準単位料金	246.76円	232.10円	123.86円

《冬期 (12~4月分)》

ガス使用量	料金表A	料金表B	料金表C	料金表D	料金表E
	0㎡から15㎡まで	15㎡を超え30㎡まで	30㎡を超え46㎡まで	46㎡を超え102㎡まで	102㎡を超える場合
基本料金	913.00円	1,133.00円	4,103.00円	4,994.00円	5,819.00円
基準単位料金	246.76円	232.10円	133.10円	113.73円	105.64円

セット契約割引

その月のガスの使用量 1㎡につき5円

きゅうでんガス [厨房・給湯・暖房プラン]

《その他期 (5~11月分)》

ガス使用量	料金表A	料金表B	料金表C	料金表D
	0㎡から15㎡まで	15㎡を超え20㎡まで	20㎡を超え589㎡まで	589㎡を超える場合
基本料金	913.00円	1,133.00円	1,518.00円	2,167.00円
基準単位料金	246.76円	232.10円	212.85円	211.75円

《冬期 (12~4月分)》

ガス使用量	料金表A	料金表B	料金表C	料金表D
	0㎡から15㎡まで	15㎡を超え20㎡まで	20㎡を超え61㎡まで	61㎡を超える場合
基本料金	913.00円	1,133.00円	1,518.00円	5,764.00円
基準単位料金	246.76円	232.10円	212.85円	143.24円

セット契約割引

その月のガスの使用量 1㎡につき10円

機器割引

割引名称	適用条件	割引率
高効率給湯器割引	家庭用高効率給湯器を所有される方	ガス料金の2%を割引(上限額: 2,200円)
浴室暖房乾燥機割引	家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機を所有される方	ガス料金の5%を割引(上限額: 2,200円)
高効率給湯器・浴室暖房乾燥機割引	上記の2つの機器を所有される方	ガス料金の7%を割引(上限額: 4,400円)

※従量料金単価は、基準単位料金に原料費調整単価を加算した額となります。

原料費調整単価は原料費調整制度に基づき、毎月変動します。詳しくは当社HP等をご参照ください。

電気料金表

※ 料金単価には消費税等相当額を含みます。

スマートファミリープラン[ガスセット]

- ・ 契約電流：10～60A
- ・ 契約電流決定方法：電流制限器

区分	単位	単価
基本料金(10Aあたり)	1契約	316.24円
電力量料金	最初の120kWhまで	18.37円
	120kWh超過300kWhまで	23.97円
	300kWh超過分	25.87円
最低月額料金	1契約	335.34円
2年契約割引(年間)(注)	1契約	▲777.00円

JALでんきB

- ・ 契約電流：10～60A
- ・ 契約電流決定方法：電流制限器

区分	単位	単価
基本料金(10Aあたり)	1契約	316.24円
電力量料金	最初の120kWhまで	18.35円
	120kWh超過300kWhまで	23.95円
	300kWh超過分	26.87円
最低月額料金	1契約	335.34円

スマートビジネスプラン[ガスセット]

- ・ 契約容量：6～50kVA未満
- ・ 契約容量決定方法：主開閉器または負荷設備

区分	単位	単価
基本料金	1kVA	316.24円
電力量料金	1kWh	23.97円

JALでんきC

- ・ 契約容量：6～50kVA未満
- ・ 契約容量決定方法：主開閉器または負荷設備

区分	単位	単価
基本料金	1kVA	316.24円
電力量料金	最初の120kWhまで	18.35円
	120kWh超過300kWhまで	23.95円
	300kWh超過分	26.87円

(注) スマートファミリープラン [ガスセット] のお客さまは2年契約割引 (オプション) にご加入いただけます。

- ご加入から1年後および2年後の電気料金で割引いたしますが、**2年未満でご解約となる場合は、移転等やむを得ない事情を除き、既割引分を精算させていただきます。**また、お客さままたは当社から異議の申し出がない場合は、2年ごとに適用期間を延伸いたします。この場合、当社は、適用期間についてお知らせいたします。
- すでにスマートファミリープランをご契約いただいておりますお客さまは、継続して2年契約割引を適用いたします。

「従量電灯 B、従量電灯 C」には燃料費調整に上限がある一方、上記の料金プランには上限がないため、燃料価格が高騰した場合には、上記の料金プランの方が燃料費調整額が高くなる可能性があります。そのため、お客さまのご契約状況や電気のご使用量等によっては、燃料費調整額を考慮しない試算でおトクになる場合でも、上記の料金プランのご加入によりおトクにならない場合があります。

電気に関する書面発行手数料について

以下に定める書面の発行をご希望の場合、1通あたり以下の発行手数料を電気料金とあわせて申し受けます。

電気料金振込用紙	・・・	220円 (税込)
電気ご使用量のお知らせ	・・・	110円 (〃)
口座振替結果のお知らせ	・・・	110円 (〃)

原料費調整の考え方

原料費調整制度

都市ガスの原料となるLNG（液化天然ガス）やLPG（液化石油ガス）は、原油価格や為替レートの影響等により価格が変動します。原料費調整制度は、こうした原料価格の変動を、迅速に毎月のガス料金に反映させるために、導入されている制度です。

調整単位料金および原料費調整単価の算定

調整単位料金

(1) 基準平均原料価格

1トン当たり、85,350円といたします。

(2) 平均原料価格

平均原料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{平均原料価格} = A \times 0.9423 + B \times 0.0620$$

A = 各平均原料価格算定期間における1トン当たりのLNG平均価格

B = 各平均原料価格算定期間における1トン当たりのLPG平均価格

(3) 調整単位料金の算定

○1トン当たりの平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{調整単位料金} = \text{基準単位料金} + (\text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}) \times \frac{0.081}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

○1トン当たりの平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{調整単位料金} = \text{基準単位料金} - (\text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}) \times \frac{0.081}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

(4) 調整単位料金の適用

各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された調整単位料金は、その平均燃料価格算定期間に対応する調整単位料金適用期間に使用されるガスに適用いたします。

なお、各平均原料価格算定期間に対応する調整単位料金適用期間は、当社ウェブサイトでご確認ください。

原料費調整単価

○1トン当たりの平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料費調整単価} = \text{調整単位料金} - \text{基準単位料金}$$

○1トン当たりの平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

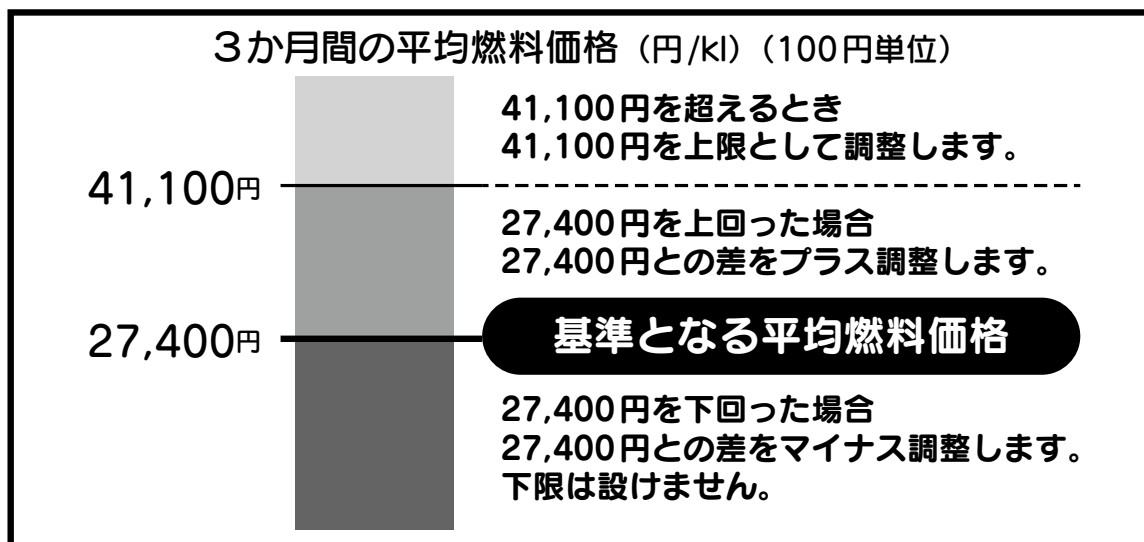
$$\text{原料費調整単価} = \text{基準単位料金} - \text{調整単位料金}$$

燃料費等調整の考え方

※ 過去の燃料価格や燃料費等調整単価の推移等については、当社ホームページでご確認ください。

燃料費調整制度

- 火力燃料費（原油・液化天然ガス・石炭）の変動をできる限り迅速に電気料金に反映させるための制度です。3か月間の平均燃料価格が27,400円/キロリットル(2019年4月電気料金見直しの前提となっている原油換算燃料価格)から変動した場合、その変動分に応じて電気料金を調整します。



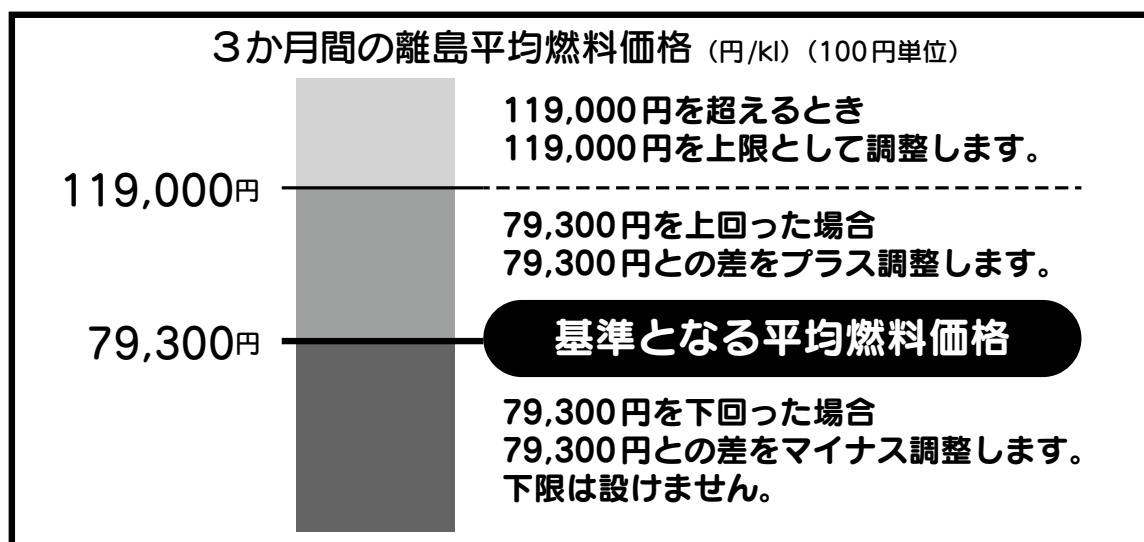
(注) 燃料費等調整額は毎月変動しますので、当社HPまたはご利用明細でご確認ください。なお、特定小売供給約款（従量電灯B・従量電灯C・定額電灯A・公衆街路灯B）によりご契約のお客さまは燃料費調整に上限がありますが、以下のご契約については上限の設定はございません。

【ご契約例（電気供給条件および需給契約条件のご契約）】

スマートファミリープラン [ガスセット]、JAL でんき、電化でナイト・セレクト、おひさま昼トクプラン、季時別電灯、スマートビジネスプラン [ガスセット]、高負荷率型電灯プラン、低圧季時別電力プラン、等

離島ユニバーサルサービス調整制度

- 一般送配電事業者は、離島のお客さまに対するユニバーサルサービスとして本土並みの料金水準で電気の供給を行うことが義務付けられており、その離島供給に係る火力燃料費の変動を託送料金に反映して、すべてのお客さま（本土・離島）にご負担いただくための制度です。3か月間の離島平均燃料価格が79,300円/キロリットル（託送料金の前提となっている原油換算燃料価格）から変動した場合、その変動分に応じて電気料金を調整します。



燃料費等調整の考え方

燃料費調整単価の算定 *小数点以下第3位で四捨五入

○平均燃料価格が27,400円を上回る場合・・・プラス調整

$$(\text{平均燃料価格}^{\ast 1} - 27,400\text{円}) \times \frac{0.136^{\ast 2}}{1,000}$$

○平均燃料価格が27,400円を下回る場合・・・マイナス調整

$$(27,400\text{円} - \text{平均燃料価格}^{\ast 1}) \times \frac{0.136^{\ast 2}}{1,000}$$

※1 平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ (100円未満四捨五入)

A : 平均燃料価格算定期間における1klあたりの平均原油価格

B : 平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均液化天然ガス価格

C : 平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均石炭価格

α : 0.0053

β : 0.1861

γ : 1.0757

α 、 β 、 γ は原油換算平均価格を算定するための換算係数
(原油換算係数と熱量構成比によって算出される一定の値)

* 毎月の燃料費調整単価の算定に用いる平均燃料価格の算定期間については、
当社ホームページでご確認ください。

※2 0.136 (円/kWh) : 平均燃料価格が1,000円/kl変動した場合の電気料金単価への影響額
[基準単価] (当社の火力発電の燃料消費数量をもとに算出)

離島ユニバーサルサービス調整単価の算定 *小数点以下第3位で四捨五入

○平均燃料価格が79,300円を上回る場合・・・プラス調整

$$(\text{離島平均燃料価格}^{\ast 1} - 79,300\text{円}) \times \frac{0.003^{\ast 2}}{1,000}$$

○平均燃料価格が79,300円を下回る場合・・・マイナス調整

$$(79,300\text{円} - \text{離島平均燃料価格}^{\ast 1}) \times \frac{0.003^{\ast 2}}{1,000}$$

※1 離島平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ (100円未満四捨五入)

A : 離島平均燃料価格算定期間における1klあたりの平均原油価格

B : 離島平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均液化天然ガス価格

C : 離島平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均石炭価格

α : 1.0000

β : 0.0000

γ : 0.0000

α 、 β 、 γ は原油換算平均価格を算定するための換算係数
(原油換算係数と熱量構成比によって算出される一定の値)

* 毎月の離島ユニバーサルサービス調整単価の算定に用いる離島平均燃料価格算定期間については、当社ホームページでご確認ください。

※2 0.003 (円/kWh) : 離島平均燃料価格が1,000円/kl変動した場合の電気料金単価への影響額
[離島基準単価] (九州の離島における火力発電の燃料消費数量をもとに算出)

【特定商取引法に基づく表記について】

(役務提供事業者について)

- 1 事業者名 九州電力株式会社
- 2 代表者 代表取締役社長執行役員 池辺 和弘
- 3 本社所在地 〒810-0004 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
電話番号：092-761-3031（代表）
- 4 お問い合わせ先 ガス受付コールセンター（0120-879-568）

(役務の提供について)

- 1 役務の対価 料金プランごとに設定。電気料金単価・ガス料金単価・燃料費調整単価・離島ユニバーサルサービス調整単価・再生可能エネルギー発電促進賦課金単価・原料費調整単価の詳細については、当社ウェブサイトをご参照ください。
- 2 支払方法 電気：口座振替・クレジットカード・SMS決済・振込用紙
ガス：口座振替・クレジットカード・振込用紙
- 3 支払期日 原則、毎月の検針日の翌日から起算して30日目の日
- 4 提供時期 お客さまと協議のうえ使用開始日を定め、必要な手続きを経たのち、すみやかに電気・ガスを供給いたします。
- 5 販売地域 福岡県の西部ガス都市ガス供給区域
- 6 その他
 - ご契約の開始またはご契約の変更に伴い、設備の工事等が必要な場合は、電気・ガスの契約条件等および西部ガス託送供給約款等にもとづき工事費等をご負担いただくことがございます。
 - 料金の支払状況その他により電気需給契約・ガス使用契約の申込みの全部または一部をお断りすることがございます。
 - 使用開始日に電気・ガスを供給できなかった場合や一般送配電事業者・一般ガス導管事業者による供給の停止または電気・ガスの使用を制限した場合等は、お客さまの受けた損害について、賠償の責めを負いません。（その原因が当社の責めとなる理由による場合は除く）
 - 電気・ガスの性質上、返品はできません。
 - その他、上記に記載のない事項については、電気・ガスの契約条件等を参照ください。

お問い合わせ先

ガス受付コールセンター **0120-879-568**

〔受付時間〕月曜日～金曜日(休日を除く)の9時～17時

※上記時間外で、緊急のご用件の場合は、以下にご連絡ください。

【ガス漏れ等、緊急連絡先】

西部ガスの専用ダイヤル

〔福岡：092-631-0919 北九州：093-592-0919〕

九州電力株式会社

住 所：福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

T E L：092-761-3031（代表）

H P：https://www.kyuden.co.jp

小売電気事業者登録番号 A0275
ガス小売事業者登録番号 A0004

【ガス機器故障、その他お問い合わせ】

九州電力コールセンター

〔0120-879-569〕